

請求書等の押印省略に関する Q & A

番号	質 問	回 答
1	押印が省略できる書類は何ですか。	令和5年12月1日以降に発行される請求書、見積書、納品書、請書（以下「請求書等」という。）が対象になります。
2	押印が省略された書類の真正性の確認については、どのように行われますか。	押印が省略された書類の真正性を担保するため、書類の提出をされた担当者が在籍しているか電話等により確認させていただく場合があります。
3	電子メール、F A Xで請求書等の提出は可能ですか。	押印の有無に関わらず電子メールによる提出も可能です。F A Xによる提出は、正当な請求書等の要件が鮮明に読み取れない可能性があることから不可とします。
4	電子メールで提出する場合、送信先はどこにすればよいですか。	その取引等を担当する担当部署（課・係等）のメールアドレスに送信ください。不明な場合は、担当者にお尋ねください。また、送信後は必ず担当部署に受信確認を行ってください。
5	請求書又は見積書をメールで提出する場合、ファイル形式の指定はありますか。	すべてP D F形式の添付ファイルとしてください。
6	電子メールに請求書又は見積書を添付する代わりに、請求金額を含む請求書又は見積書の内容をメール本文に記載してもよいですか。	電子メールで提出いただく場合は、必ずP D Fファイルで添付してください。メール本文に請求内容等を記載しての提出は不可です。
7	押印を省略した請求書等を修正する場合、訂正印で修正できますか。	押印省略した請求書等については、訂正印による修正は不可となりますので、お手数ですが再度作成をお願いします。
8	入札関係書類（入札書・委任状）の押印は省略できますか。	入札書・入札に係る委任状は、押印省略の対象ではないため、省略できません。
9	契約書の押印は省略できますか。	契約書への押印は法律（地方自治法第234条第5項）で定められているため、省略できません。
10	押印を省略した請書を電子メールで提出した場合、収入印紙は必要ですか。	電子メールで提出した場合は、不要です。 ただし、郵送や持参する場合は、「課税文書」となり、収入印紙が必要です。